

審第628号-1
答申第620号
令和7年5月7日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年11月14日付け精保セ第529号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第889号

平成29年9月9日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月7日付け精保セ第367号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月7日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成27年7月14日に発表された精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施に関する情報一切。業務の再開等も含む。指定を取り消された指定医及び検証をした指定医に支払われた報償費、報酬、交通費、宿泊費等の書類も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。

たとえば、指定医の氏名がわかる文書、起案、議事録・会議報告書、大学や病院からの文書、大学や病院宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、再発防止策、判断の妥当性等の検証、指定医や病院への支出関連書類、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

少なくとも、障害福祉課、保健所、精神保健福祉センターは、担当課にお含めください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月7日付け精保セ第367号により、本件請求に係る行政文書を保有していないとし、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年9月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。

3 反論書の要旨

(1) 弁明書記載の文書の他、本件で取得作成されうる文書が全く存在しないとは、到底考えられず、あるべき文書がないとの弁明に終始しており、誤って廃棄したのか意図的に廃棄したのかも明らかになっていない。文書の探索以前に、自分たちで使用した文書の記憶がないのか、あるのかを明らかにされたい。

(2) 県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）内で公務として行ったのであれば、なおのこと文書が存在するはずである。また、たとえ謝礼や旅費が発生していなくとも、公務が増えた分の給与の増額、手当、残業代等に関する文

書が存在するはずである。

(3) 一般的かどうか以前に、本件では依頼文書等があるのかどうかは、担当課職員が知っているはずであるから、依頼文書があるのかないのかを記載した上、あるはずなのにないのであれば職務怠慢であるから懲戒処分及び刑事告発をすべきである。

(4) 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(5) したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

2 処分の内容

(1) 審査請求に係る処分について

本件審査請求に係る処分は、平成29年9月7日付け精保セ第367号で行った本件決定である。

(2) 開示請求について

審査請求人は、前記第2 2のとおり本件請求を行った。

(3) 対象文書の特定について

本件請求を受け、精神保健指定医の指定を受けていない医師が行った措置診察の検証をセンター長が実施しているため、検証依頼文書等の対象文書を探索したが、不存在であったことから文書不保有を理由に本件決定を行った。

3 弁明の内容

審査請求人は、前記第3のとおり主張し、本件決定の取り消しと請求対象文書の特定、請求した情報の全開示を求めている。

センター長による検証の実施に当たっては、事前に検証依頼元機関から口頭連絡があり、さらに依頼文書が発出されるのが一般的であることから、本件審査請求後において文書を再探索したが発見することはできなかった。また、廃棄文書目録も存在しない。

なお、検証は当センター施設内で実施しており、公務の取り扱いであったことから謝礼の授受や旅費については発生していない。

以上により、本件開示請求に対し文書不存在を理由に行った本件決定については妥当である。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

1 審査会による調査

(1) 実施機関に対する調査

当審査会は、令和6年10月24日付けで、実施機関に対し、条例第23条第4項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

(2) 本件調査の内容

ア 検証依頼に関する文書について

本件請求で示されている報道発表の内容には、センター長及び民間の医師（以下「検証実施者」という。）に対して精神保健指定医の指定を受けていない医師が行った措置診察結果の妥当性について検証を依頼したところ、検証実施者から判定は妥当との結果報告を受けた旨の記載があるが、当該検証依頼は文書により行われたか否か回答を求める。

また、当該依頼文書が存在していた場合は、本件請求の対象文書としなかった理由の回答を求める。

イ 検証結果の報告に関する文書について

前記の報道発表の内容に関して、センター長からの検証結果の報告が文書で行われたか否か回答を求める。

また、当該報告文書が存在していた場合は本件請求の対象文書としなかった理由の回答も求める。

2 本件調査に係る回答

(1) 実施機関からの回答

令和6年11月20日付けで、実施機関から本件調査に対する回答が示された。

(2) 回答内容

ア 検証依頼に関する文書について

障害福祉課で検証を依頼する文書を作成し施行しているため、依頼文書は存在していたと思われる。

当該文書は、センター長あてではなく、当時のセンター長であった医師個人あてに依頼した文書であった。よって、センターとしては当該文書を取得しておらず、本件請求の対象文書として保有していない。

イ 検証結果の報告に関する文書について

検証は医師個人に依頼し、医師個人が結果を回答するものであったため、実施機関としては文書を作成しておらず、また、報告も行っていない。

第6 審査請求人からの意見書の提出

1 意見書の提出

令和6年12月4日付けで、審査請求人から当審査会宛てに意見書が提出された。

2 意見書の内容

条例第23条第4項の調査に対する実施機関の回答（令和6年11月20日付け精保セ第1103号）について意見書及び証拠書類又は証拠物を提出する。

(1) 検証依頼に関する文書について

当該依頼文書は、宛名として「精神保健福祉センター長 様」と記載されていることから、外形的にセンター長に対して依頼したものであることができ、検証場所として「精神保健福祉センター」と記載されているから、公務員として勤務先である場所を利用して同場所において検証したものであるうえに、センター長以外の医師（民間病院に勤務する精神医療審査会委員のうち、自身又は同僚医師が検証対象事案の診察を実施していない指定医）には、「平成27年度 医師の雇い上げに係る報償費」（健康福祉部基準）に基づいて26,100円が謝礼金として支出されているのに対して、センター長には謝礼金が何ら支出されていないから、特別職の公務員である医師には検証に謝礼金を支出したのに対して、センター長には元々、職務の対価として給与を支出しておりその給与を発生させる根拠たる職務の一部として検証が行われたものというべきである。これらのことからすると、セン

ター長は、医師個人としてではなくセンター長の職務として検証に当たったというほかない。実際に、監査結果（精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察に係る支出に対する措置を求める住民監査請求）によると、実施機関障害者福祉推進課は、執行機関として平成29年10月26日付け障推第1835号により監査委員に提出した意見書において、「指定医としての資格を有し、かつ指定医としての豊富な経験を有する千葉県精神保健福祉センターの所属長に検証を依頼した。」、「この妥当性の判定に当たっては、指定医としての資格を有し、かつ指定医としての豊富な経験を有する千葉県精神保健福祉センターの所属長が、当該措置診察に関わったもう1名の指定医の診断書を参考に、当該医師が作成した2件の診断書を確認し、判定の妥当性を検証し、2件とも判定は妥当との結果が報告されている。この報告により、精神保健福祉法に基づく措置入院の判定の実質的な妥当性は十分に検証できたことになる。」と主張していたことから、「千葉県精神保健福祉センターの所属長」とあるとおり、医師個人としてではなく、センター長の職務として検証を行ったという認識が示されているものである。また、実施機関は、以前に、センター長への報償費について支出した行政文書を特定すべきであると私が主張した際に、センター長としての公務として行ったから、検証の対価は給与に含まれている旨を主張していたものである。

したがって、同文書は、センターにおいて取得し、保有しているものといえる。

(2) 検証結果の報告に関する文書について

上記のとおり、センター長は、その職務の一環として依頼を受けて検証を遂行したうえで結果を回答したといえるから、当該報告文書は、センター長が実施機関の職員として作成してセンターとして保有しているといえる。

(3) 文書の特定について

実際に、実施機関は本件に関する住民訴訟の証拠書類として、指定医の指定を受けていない医師からの手紙を証拠提出しているが、これらの文書は裁判の帰趨に影響を与えたものの、当初、開示請求に対して特定されていなかったものである。こうしたことから、実施機関担当課は、文書の捏造、隠匿等を行ってきたものというほかに、本件でも、文書の特定漏れが強く推認される。

(4) 結語

したがって、いずれの文書も、当時のセンター長個人の持ち物ではなく、行政文

書といえることから、請求対象として特定した上で開示すべきである。

第7 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件調査に対する回答を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定の取消しを求めており、本件請求に係る対象文書の特定漏れについて主張していると判断されるため、以下検討する。

前記第5のとおり本件調査を行ったところ、実施機関において、当時在籍していた職員に当時の対応の聴き取りを行うと共に、センター内を再度探索したが、対象文書を発見できなかったとのことであった。また、障害福祉課からの検証依頼はセンター長個人に対して行われたため、センターとしては依頼文書を保有していないとのことであった。

しかし、実施機関は弁明書において、「…措置診察の検証をセンター長が実施している…」、「…公務の取り扱いであったことから、謝礼の授受…は発生していない。」と述べている。また、当該検証は勤務時間内にセンター内で行われており、通例として公務員が職務として行う業務は当該公務員に報償費が支払われておらず、実際に検証実施者のうち民間の医師のみに報償費が支出されている事実を併せ考慮すると、センター長は当該所属の職員として、つまりは公務として本件検証を行ったものというべきであり、依頼文はセンターが保有すべき行政文書であったと考えられる。

そうすると、前記第5 2(2)の実施機関が説明するような事務処理のあり方は不適切であったと言わざるを得ない。

もともと、実施機関がセンター長個人に対する依頼であるため依頼文書を保有していないと認識し、実際にセンター内を再探索しても対象文書が存在しなかった以上、結論としては、実施機関は対象文書を保有しておらず、実施機関の決定は妥当と認めざるを得ない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関の決定は妥当である。

4 附言

本件において、センター長は公務として検証依頼を受けたと考えられ、同依頼文書は行政文書であったというべきであり、千葉県行政文書管理規則第4条の「職員は、常に、担当事務に係る行政文書を整理して保管し、その所在を明らかにしておかなければならない。」に照らして適切に保管すべきであった。また、その検証報告も同規則第3条の「事務の処理は行政文書によることを原則とする」に基づき行政文書により行うことが原則と考えられ、これらのことを考慮すれば、本件における実施機関の文書事務のあり方は不適切であったと言わざるを得ない。

今後、実施機関においては千葉県行政文書管理規則等に基づき、適切に事務処理を行われるように附言する。

第8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成29年11月14日	諮問書の受付
平成29年11月20日	反論書の写しの受付
令和6年9月30日	審議
令和6年10月25日	審議
令和6年11月27日	審議 条例第23条第4項の規定による調査結果の報告
令和6年12月5日	審査請求人から提出された意見書の受付
令和6年12月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)